

平成20年度の健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、議会に報告のうえ公表することが義務付けられました。比率が基準以上となった場合は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、国や県の指導を得ながら財政健全化を進めることになります。

なお、新庄市においては実質公債費比率が早期健全化基準の25.0%を上回っている状況ですが、平成16年度より市独自の「新庄市財政再建計画」、さらには平成20年度に新たに策定した「新庄市財政再建プラン」による様々な取り組みを確実に実施することにより、財政健全化へ向けた確実な前進を果たしてきています。このため、実質公債費比率は当初の計画より2年ほど早く、平成21年度決算時には25.0%を下回る見込みです。

健全化判断比率

この比率は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率からなっています。

平成20年度健全化判断比率

| 区 分 | 比 率 (%) | 国が定める基準 | |
|-----------|-----------------|---------|--------|
| | | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
| ①実質赤字比率 | — (実質赤字なし) | 13.38% | 20.00% |
| ②連結実質赤字比率 | — (連結実質赤字なし) | 18.38% | 40.00% |
| ③実質公債費比率 | 25.9% | 25.0% | 35.0% |
| ④将来負担比率 | 169.7% | 350.0% | |

上記4つの比率のうち、実質公債費比率が早期健全化基準の25%を上回っているため、平成21年度に「財政健全化計画」を策定することとなります。

実質公債費比率が高くなった原因

年号が平成になった頃から公営住宅や学校建設などの大規模事業が続いていましたが、平成11年に山形新幹線が新庄まで延伸することとなり、新庄駅前周辺広場整備や踏切対策事業が実施されました。また、公共下水道事業の供用開始、最上広域一部事務組合による「ゆめりあ」や「エコプラザ」建設など、市の財政規模を超えた事業が引き続いたことが要因です。

市の対応と今後の見通し

平成16年度に「新庄市財政再建計画」を策定し、人件費などの経常経費の削減や投資的経費の抑制による公債費の削減などを実施することにより、財政健全化に向けた確実な前進を果たしてきました。また、平成20年度には新たに「新庄市財政再建プラン」を策定し、より一層の健全化に向けた取り組みを行っています。さらに、新幹線に関連した起債のうち平成20年度で償還が完了するものがあり、平成21年度からの償還額は大きく減少してきます。

現在は同規模団体と同じような財政状況に近づいてきており、実質公債費比率も平成19年度比率より1.4ポイント、平成18年度比率より4.2ポイント改善しています。財政再建プランは確実に実施していますので、当初の計画より2年早く平成21年度決算には25%を下回る見込みです。

資金不足比率

この比率は、特別会計のうち水道事業や下水道事業など、市民の皆さんから料金をいただいて民間企業と同じような経営をしている公営企業の財政状況を判断する比率です。

平成20年度資金不足比率

| 特別会計 | 資金不足比率 (%) | 国が定める基準 (経営健全化基準) |
|--------------|---------------|----------------------|
| 水道事業会計 | — (資金不足なし) | 20.0% |
| 公共下水道事業特別会計 | — (資金不足なし) | 20.0% |
| 農業集落排水事業特別会計 | — (資金不足なし) | 20.0% |
| 営農飲雑用水事業特別会計 | — (資金不足なし) | 20.0% |

すべての特別会計において資金不足はなく、健全な経営をおこなっています。今後とも行財政改革を推進しながら、健全な財政運営を推進します。

各指標の説明

実質赤字比率

一般会計の赤字の程度を指標化するものであり、財政運営の深刻度を表します。比率は、一般会計の赤字額の、地方税や普通交付税などの使途が特定されていない歳入の合計額（標準財政規模）に対する割合で示します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模（※1）}}$$

（※1） 標準財政規模の額：標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（市税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債などの収入見込の合算額）

連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計、公営企業会計以外の特別会計のすべてを合算した地方公共団体全体の赤字の程度を指標化するものであり、地方公共団体全体としての運営の深刻度を表します。比率は、全会計の赤字額の標準財政規模に対する割合で示します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（※2）}}{\text{標準財政規模}}$$

（※2） 連結実質赤字額：全会計の赤字額（資金不足額）－全会計の黒字額（資金剰余額）

実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額や借入金の返済に似た性格を持つ支出額の大きさを指標化するものであり、資金繰りの危険度を表します。比率は、一般会計が負担する公債費に、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てるために支出された一般会計からの繰出金や負担金などを加えた経費の、標準財政規模に対する割合で示します。（3か年の平均で算定します）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（※3） 地方債元利償還金等} - \text{（※4）（特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額）}}$$

(※3) 地方債元利償還金等：一般会計の元利償還金のほか、特別会計や一部事務組合の元利償還金に充てるために支出された繰出金や負担金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの（国営新庄土地改良事業負担金など）

(※4) 特定財源：元利償還金に充当できる県補助金や市営住宅使用料など

将来負担比率

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担などの、現時点での残高の程度を指標化するものであり、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表します。比率は、一般会計の地方債残高、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てるために支出される繰出金や負担金の見込額、債務負担行為に基づく支出予定額、全職員の退職手当支給見込額など、一般会計が将来負担していくべき実質的な負担額の標準財政規模に対する割合で示します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（※5）—（充当可能基金＋特定財源＋地方債現在高に係る基準財政需要額）}}{\text{標準財政規模—元利償還金等に係る基準財政需要額}}$$

(※5) 将来負担額：一般会計の地方債残高のほか、特別会計や一部事務組合の元金償還金に充てるための繰出金や負担金の今後支出見込額、公債費に準ずる債務負担行為の今後支出予定額及び全職員の退職手当支給見込額

資金不足比率

上下水道事業などの公営企業の資金不足（一般会計などの実質赤字に相当）の程度を指標化するものであり、経営の深刻度を表します。比率は、公営企業における資金不足額の料金収入の規模に対する割合で示します。

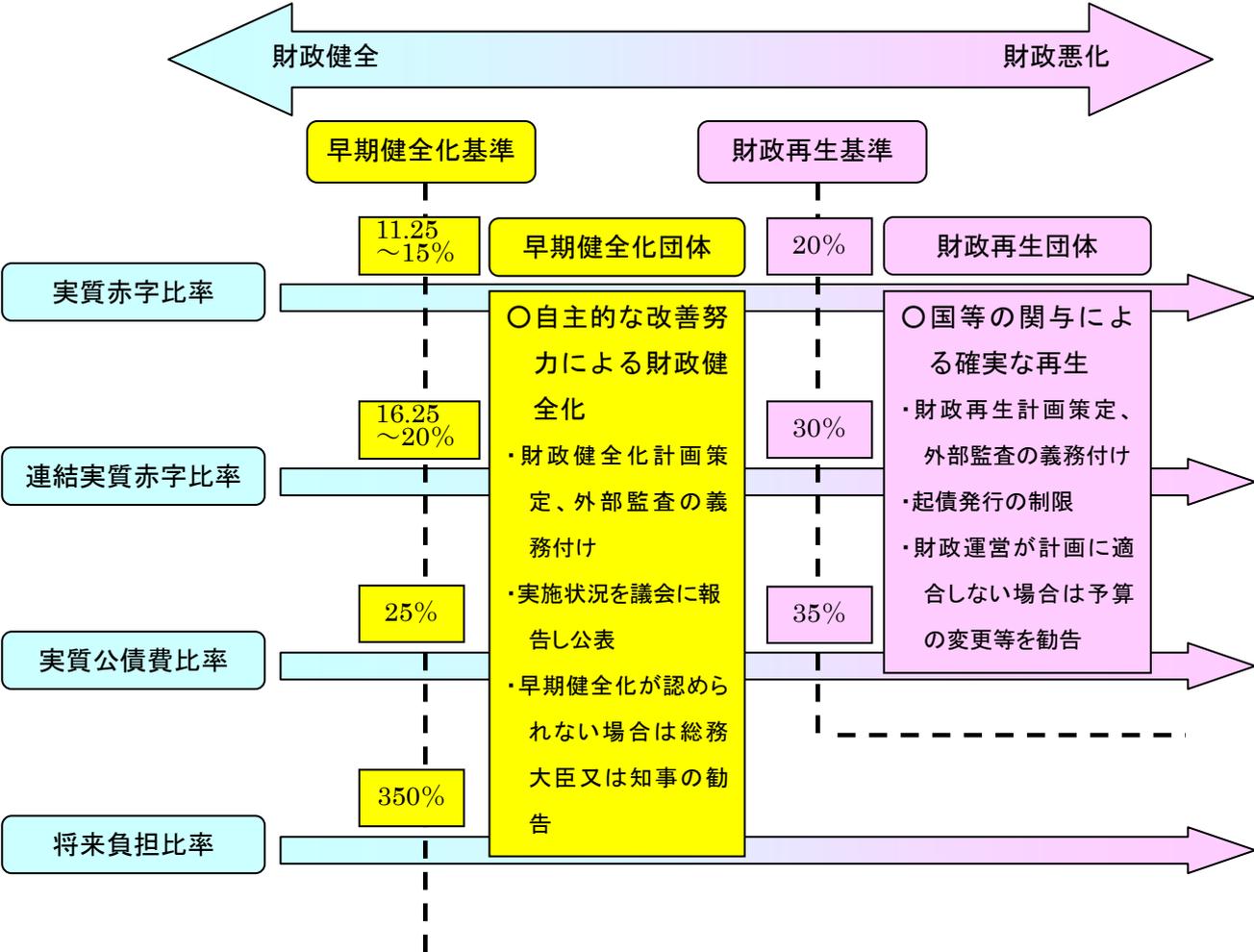
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額（※6）}}{\text{事業の規模（※7）}}$$

(※6) 資金の不足額：水道事業や公共下水道事業特別会計などの公営企業の資金不足額

(※7) 事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額

財政健全化法による財政健全化の取組

各比率のひとつでも早期健全化基準を超えると「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化を進めることとなります。また財政再生基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し、国や県の指導を得ながら財政の再生を進めることとなります。



また、公営企業会計については経営健全化基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定し、国や県の指導を得ながら経営健全化を進めることとなります。

